

学校教育の現状と課題

～「令和の日本型学校教育」答申と

GIGA スクール構想を踏まえて～

令和 3. 8. 28 辻村 哲夫

I 「令和の日本型学校教育」答申

諮問：平成 31. 4. 17「新しい時代の初等中等教育の在り方について」

諮問内容：後掲 9 ページ～参照

答申：令和 3. 1. 26

1 今後の教育に関する答申の基本的な考え方

—全ての子供たちの可能性を引き出す、
個別最適な学びと協働的な学びの実現—

誰一人取り残すことのない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、「持続可能な社会の創り手」を求める我が国を含めた世界全体で SDGs（持続可能な開発目標）に取り組んでいる中で、ツールとしての ICT を基盤としつつ、日本型学校教育を発展させ、2020年代を通じて実現を目指す。

（注）SDGs

SDGs(Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)は「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。

2015年の国連サミットにおいてすべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた。

2030年を達成年度として、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

17のゴールは、次のような世界が直面する課題を網羅的に示している。

- ① 貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ
- ② エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ
- ③ 地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダ

SDGsはこれら社会、経済、環境の3側面からとらえることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としている。

目標 1 貧困 目標 2 飢餓 目標 3 保健 目標 4 教育 目標 5 ジェンダー

目標 6 水・衛生 目標 7 エネルギー 目標 8 経済成長と雇用

目標 9 インフラ、産業化、イノベーション

目標 10 不平等 目標 11 持続可能な都市 目標 12 持続可能な消費と生産

目標 13 気候変動 目標 14 海洋資源 目標 15 陸上資源 目標 16 平和

目標 17 実施手段

SDGs 実施本部（本部長：内閣総理大臣）

SDGs 実施指針：SDGs アクションプラン（毎年策定）に基づいて実施推進

（外務省資料から作成）

（注）ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology）

● 「日本型学校教育」

- ・ 学校が学習指導のみならず、生徒指導等の面でも主要な役割を担い、様々な場面を通じて、子供たちの状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む。

評価できる点

- ・ すべての子供たちの一定水準の教育を保障する平等性・全人教育
- ・ 我が国の学校に特徴的な特別活動が子供たちの円滑な学校への復帰、全人格的な発達・成長につながっている。
- ・ 全人格的な陶冶、社会性の涵養を目指す日本型学校教育

↓

- ・ 規範意識の高さ、震災時の冷静な態度、礼儀正しさ、勤勉道徳心、治安の良さ
- ・ OECD: 日本の教育が成功を収めている要素として、子供たちに対し学校給食や課外活動などの広範囲にわたる全人的な教育を提供している点を指摘

課題とされる点

- ・ 経済至上主義的価値観の拡大 → 保護者の教育熱・学力差の顕在化
- ・ 上質・均質な労働者要請の声の高まり → 「正解（知識）の暗記」の教育の比重の増大
- ・ 画一的・同調主義的な学校文化、同調圧力 → いじめ問題、生きづらさ、詰め込み教育
- ・ 家庭・地域の役割 → 学校の役割の肥大化

● 「令和の日本型学校教育」

これまで日本型学校教育が果たしてきた次の3つの保障を学校教育の本質的な役割として重視しこれを継承していく。

- ・ 学習機会と学力の保障
- ・ 社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障
- ・ 安全・安心な居場所として身体的・精神的な健康の保障

(1) 当面の取り組み

① 今日の課題

- ・ 子供たちの多様化
 - 障害のある児童生徒の増加
 - 外国人児童生徒の増加：日本語指導の必要な児童生徒—5万人超
 - 不登校児童生徒の増加、いじめの深刻化、自殺者の増加
- ・ 生徒の学習意欲の低下
- ・ 長時間勤務による教師の疲弊
 - 総授業時数の増加、部活動の時間の増加
 - 精神疾患による病気休職者：ここ数年は毎年5千人前後で推移
 - 志願倍率の低下、教師不足の深刻化
- ・ 情報化の加速度的な進展への対応の遅れ
- ・ 緊急事態に強い学校体制の整備の遅れ

② 当面の取り組み：次の3つの施策を推進

- ・ 新学習指導要領の実施：
 - 幼稚園：平成30（2018）年度～全面実施
 - 小学校：令和2（2020）年度～
 - 中学校：令和3（2021）年度～
 - 高等学校：令和4（2022）年度～学年進行で実施

・学校における働き方改革の推進

中教審答申（平成 31、1、25）

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」を踏まえて実施

文部科学省ホームページ

「全国の学校における働き方改革事例集」（平成 3 年 3 月）

・GIGA スクール構想の実現 後掲 6 ページ～参照

(2) 2020 年代を通じた取り組み

ー 全ての子供たちの可能性を引き出す、 個別最適な学びと協働的な学びの実現ー

● 個別最適な学び：個に応じた指導を学習者の視点から整理した概念

【概念】

- ・指導の個別化：子供一人一人の特性や学習進度、学習到達度等に応じて、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定する。
- ・学習の個性化：教師が子供一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供する。
- ・個に応じた指導：指導の個別化と学習の個性化を教師視点から整理した概念

● 協働的な学び：教師と子供、子供同士、あるいは地域の人々はじめ多様な他者との共働による学び

【意義】

- ・あらゆる他者を価値のある存在として尊重する心を育む。
- ・人や社会の多様性を認識し、学習の幅を広げる。
- ・子供一人一人の良い点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせりさらに良い学びを生み出していく。
- ・自分自身や他者を振り返る機会を得ることで将来への展望を培い、自己肯定感を育む。

(3) 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

次のような点を踏まえながら「日本型学校教育」の良さを継承していく。

- ① 学校に新しい業務を次々と付加する体質からの脱却
＜学校が力を存分に発揮できるよう＞
 - ・学校や教師がすべき業務・役割・指導の範囲・内容・量を精選・縮減重点化
 - ・教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源の十分な供給・支援
 - ・ICT 環境や学校施設の整備等の物的資源の十分な供給・支援
- ② 学校だけでなく地域住民等とも連携・協働し、学校と地域がパートナーとして、一体となって子供たちの成長を支援
- ③ 二項対立の考え方でなく、それぞれの良さを適切に組み合わせ生かしていく。
(一斉授業か個別学習か、履修主義か習得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインか 等々)
- ④ 目標の達成状況を客観的に点検しその結果を対外的にも明らかにして施策に反映していく。(PDCA サイクルの着実な実施)
- ⑤ 学校教育の質と多様性・包摂性を高め、教育の機会均等の実現を目指す。
(貧困、外国人児童生徒、発達障害、性同一性障害に悩みを抱える子供、地理的条件など)

- ⑥ 教師間、多様な外部人材、保護者・地域、福祉機関その他地域の関係機関との連携・分担による学校マネジメントの実現
- ⑦ これまでの実践と ICT との最適な組み合わせを実現する。
(ICT は学校教育に必要不可欠なもの・基盤的なツールとして最大限活用)
- ⑧ 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障
↓
空調設備の整備、関係機関との連携、いわゆる風評被害の抑止
- ⑨ 少子高齢化、人口減少などの社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現させる。(学校配置、学校間連携)

2 今後の教育に向けて答申が掲げる具体的な施策

(1) 柔軟な教育課程の実施－学習指導要領の運用上の工夫

教科等ごとの授業時数の配分：弾力化が可能となる制度の設定
→ 教育課程特例校制度に続いて、
令和 3 年度：授業時数特例校制度を発足

(2) 指導体制の計画的整備

少人数によるきめ細かな指導体制を整備
小学校：35 人学級：令和 3（2021）年度からの 5 年間で実現
義務標準法の改正（令和 3.3.31）
中学校：35 人学級の教育効果を実証的に分析・検討し、その実施を検討
「経済財政運営と改革の基本方針 2021（令和 3.6.18 閣議決定）」

(3) 高等学校のスクール・ミッションの再定義

高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化
高等学校のスクール・ポリシーの策定・公表
普通科改革（普通科の弾力化・大綱化・個性化）

(4) 教師・教職員組織の在り方の見直し・改革

- ・教師：新たな教育課題や最新の教育改革の動向に対応できる実践力
ICT 活用指導力
- ・学校：均一的・硬直的な組織 → 多様性・柔軟性を備えた組織
同じ背景、経験、知識、技能を持った均一な集団ではなく、より多様な知識・経験を持つ人材との連携を強化
多様な人材を取り入れ、社会のニーズに対応した高い教育力を持つ組織
- ・教員免許更新制の実質化
学校の人的体制の確保と教員の資質・能力の向上とを両立できる在り方を総合的に検討するよう
令和 3. 3. 12 中央教育審議会に再度諮問 →
「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修の在り方について」
次のような内容について審議中
 - ・教師に求められる資質・能力の再定義
 - ・多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方
 - ・教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し
 - ・教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化
 - ・教師を支える環境整備

- ・ 小学校高学年からの教科担任制の導入

令和4（2022）年度から導入 教員定数の確保の検討

学習内容の高度化への対応、系統的な指導

対象教科：外国語・算数・理科・体育



文部科学省「義務教育 9 年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議」
中央教育審議会の審議状況を踏まえながら教科担任制の在り方について検討を行ってきた。

令和 3. 7. 21 報告書を文部科学省に提出

現在、文部科学省が令和 4 年度実施に向けて、実施準備中

(5) 特別支援教育

- ・ 障害のある子供の自立と社会参加に向けた主体的な取り組みを支援

- ・ 就学前における早期の相談・支援の充実

- ・ インクルーシブ教育、ICT の活用による専門的な指導の推進

- ・ 教育環境の整備

在宅での就労も視野に入れた職業教育・進路指導—ICT の活用

特別支援教育の施設設置基準の策定—バリアフリー化の促進

- ・ 高等学校における学びの場の充実

障害のある生徒の在学状況を踏まえた指導の充実

通級指導の改善充実

特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教師を中心とした学校全体での

取り組み、全校の教職員・生徒の特別支援教育理解を促す取り組みの充実

特別支援学校との連携強化

- ・ 教師の専門性の向上

特別支援学校教諭免許状の取得率の向上

令和 2（2020）年度までの間にすべての特別支援学校教員が特別支援学校教諭

免許状の取得を目指す。（平成元年度 83.0 パーセント）

- ・ 関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実

保健・医療・福祉機関

就労関係機関 — キャリア教育、就職後の定着促進

(6) 外国人児童生徒への教育

- ・ 外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として

今後の日本を形成する存在であることを前提にした施策の設計

- ・ 多様な価値観や文化的背景に触れる機会を生かし、多様性は社会を豊かにするという価値観の醸成やグローバル人材の育成など、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の推進

- ・ 就学状況の把握、就学促進

ポルトガル語、中国語、フィリピン語、スペイン語など言語が多様化する中、

すべての外国人の子供がいずれかの教育機関に就学することを目標に、国・地

方公共団体が学齢期の子供を持つ外国人に就学促進の取り組みを実施

- ・ 中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実

- ・ 公立高等学校入学者選抜における特別の配慮

（試験問題の漢字へのルビ振り、辞書の持ち込み、特別定員枠の設定等）

- ・ 教員養成課程における異文化理解・多文化共生に関する履修内容の充実

(7) ICT を活用した学びの充実

後掲 「Ⅱ GIGA スクール構想」参照。

(8) 学校の施設環境の整備充実

空調設備の設置促進・衛生環境の整備

空調設備の設置促進

バリアフリー化

耐震化・防災機能の強化

Ⅱ GIGA スクール構想 Global and Innovation Gateway for All

(全ての児童生徒のための世界につながる革新的な扉)

Society5.0 時代を生きる子供たちに相応しい、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現するため、全ての児童生徒の「1人1台端末」等の ICT 環境を整備する構想

(注) **Society5.0** : 超スマート社会

「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会」

Society1.0 (狩猟社会)、Society2.0 (農耕社会)、Society3.0 (工業社会)

Society4.0 (情報社会) に続く新たな社会

第5期科学技術基本計画で、我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱

第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3.3.26閣議決定)へ継承

(1) 経緯

・令和元(2019)年度

12.13 令和元年度補正予算に児童生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備費経費を計上

12.19 文部科学大臣メッセージ発表

(当初の計画)

2023年度までに全学年の児童生徒が端末を持つことができるように環境を整備する。(令和元年度補正予算に、2,318億円を計上)

令和2(2020)年度までに、小5～中1

令和3(2021)年度までに、中2～中3

令和4(2022)年度までに、小3～小4

令和5(2023)年度までに、小1～小2

・令和2(2020)年度

児童生徒1人1台端末整備を令和2年度中に実現する計画に変更

(2度の予算補正を行い、総計2,501億円を計上)

・1人1台の端末整備の前倒し実施

・学校ネットワーク環境の整備

・緊急時における家庭でのオンライン学習環境の整備

・GIGAスクールサポーター配置事業 その他

(2) 令和 3 (2021) 年度における施策の現状

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(平成 2 (2,020). 12. 8 閣議決定) に基づき、GIGA スクール構想の着実な実現・充実に向け、ソフト面の施策に重点を置いた施策の推進

- ・ GIGA スクールサポーター配置促進事業
- ・ 情報モラル教育推進事業
 - 児童生徒向け啓発資料の作成・周知
 - 情報モラル教育指導者セミナーの開催
 - ICT 機器利用における健康面への影響調査の実施
- ・ 児童生徒の情報活用能力調査の実施
- ・ オンライン学習システム利活用推進事業
- ・ 学習者用デジタル教科書普及促進事業 その他

(3) 「令和の日本型学校教育」答申が示す今後の展望

① 基本的な考え方

- ・ **Society 5.0** 時代に向けて情報活用能力は必須の資質・能力となること
豊中市：デジタル・ガバメント宣言—市民は役所に来させない。
- ・ 教育の質の向上に有効なツールであること
プログラミング的思考力の育成、学習履歴(スタディ・ログ)の活用
- ・ 不登校、障害などにより特別に支援を必要とする児童生徒に対する教育活動の継続、または緊急時にも教育活動の継続を可能とする施設設備であること

② 今後の在り方

- ・ 対面指導と遠隔・オンライン教育を併用するハイブリッド化
- ・ 「文房具」として活用を推進
- ・ 空間的・時間的制約を緩和
他の学校・地域、海外との交流などこれまでできなかった学習活動を可能に。
学校外での学びに活用
- ・ 授業改善に生かす
これまで伸ばせなかった資質・能力の育成
これまでの教育に適応できなかった児童生徒への学習支援
特別な支援を要する児童生徒の学習支援
現実の社会で行われている方法で学ぶ—学校教育の現代化
- ・ 遠隔・オンライン教育の実施
授業の継続
保護者との連携
学校間・関係機関間の連携
- ・ 学習履歴(スタディ・ログ)等様々な教育データを作成し児童生徒の指導を充実
学習履歴：個人ごとの学習等に関する記録やデータの総称
学習記録、成果物の記録、成績・評価情報など
- ・ 教育データ標準化(データの内容の規格と技術的な規格を揃えること)の加速
- ・ 全国の学校で CBT を活用したオンラインでの学習診断体制の構築

(注) CBT : コンピュータ使用型調査 (Computer Based Testing)

③ 今後実施が見込まれる具体的な施策

- ・全国的な学力調査の CBT 化
- ・ PISA (OECD 生徒の学習到達度調査) : 平成 27 (2015) 年調査から CBT 化
- ・ TIMSS(国際数学・理科調査動向調査) : 平成 31 (2019) 年調査から一部導入
令和 5 (2023) 年調査から完全移行
- ・ ハイブリットによる授業モデルの展開
- ・ 対面授業と遠隔授業を融合させた授業の導入→ 多様で高度な学習機会の提供
- ・ デジタル教科書・教材の普及促進 : 令和 6 年度から小学校教科書に本格導入
- ・ 不登校児童生徒等に対する支援
不登校児童生徒、障害のある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒に対し
個別支援計画の作成、ICT を活用した学習支援
遠隔技術等を用いた相談・指導の実施
- ・ 特別な教育課程を編成し学校外における受講機会を提供
デジタル教材の活用
訪問教育を受ける児童生徒の学習機会の充実
遠隔技術を活用した自立活動の支援に関する実践的研究の推進
音声読み上げ・ルビ振り等の機能を持つ学習者用デジタル教科書の活用促進
- ・ ICT 人材の確保・活用
GIGA スクールサポーター、ICT 支援員、ICT 活用教育アドバイザー
- ・ 遠隔・オンライン教育による学校活動
制度的な検討
特定分野に特異な才能のある児童生徒の指導の在り方について実証的な研究
開発の推進
- ・ ICT 活用による学校活動
義務教育 : 学校裁量の幅の拡大の一環として、教科等の授業時数の配分の一定の弾力化を可能とするような制度の設定
高等学校 : 家庭での同時双方向型の学習を授業として認める制度の検討
- ・ STEAM 教育等の教科等横断的な学習の推進
STEAM 教育 : 各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育
Science, Technology, Engineering, Mathematics + Arts
文系・理系の枠を超えて
義務教育 : 「総合的な学習の時間」(各教科等でも)
高等学校 : 「総合的な探究の時間」「理数探求」
SSH スーパーサイエンスハイスクールなどでの実践の成果を活用

(参考) 人間中心の AI 社会原則

(平成 31. 3. 29 内閣府・統合イノベーション戦略推進会議決定)

① 人間中心の原則

AI の利用は、憲法及び国際的な規範の保障する基本的人権を侵すものであってはならない。

② 教育・リテラシーの原則

人々の格差や弱者を生み出さないために、幼児教育や初等中等教育において幅広くリテラシー等の教育の機会が提供されるほか、社会人や高齢者の学び直しの機会の提供が求められる。

③ プライバシー確保の原則

パーソナルデータは、その重要性・要配慮性に応じて適切な保護がなされなければならない。

④ セキュリティ確保の原則

社会は、AI の利用におけるリスクの正しい評価やそのリスクを低減するための研究等、AI に関わる層の厚い研究開発（当面の対策から、深い本質的な理解まで）を推進し、サイバーセキュリティの確保を含むリスク管理のための取り組みを進めなければならない。

⑤ 公正競争確保の原則

AI の利用によって、富や社会に対する影響力が一部のステークホルダーに不当過剰に偏る社会であってはならない。

⑥ 公平性、説明責任及び透明性の原則

AI の利用によって、人々が、その人の持つ背景によって不当な差別を受けたり、人間の尊厳に照らして不当な扱いを受けたりすることがないように、公平性及び透明性のある意思決定とその結果に対する説明責任（アカウントビリティ）が適切に確保されると共に、技術に対する信頼性が担保される必要がある。

⑦ イノベーションの原則

Society 5.0 を実現し、AI の発展によって、人も併せて進化していくような継続的なイノベーションを目指すため、国境や産学官民、人種、性別、国籍、年齢、政治的信念、宗教等の垣根を越えて、幅広い知識、視点、発想等に基づき、人材・研究の両面から、徹底的な国際化・多様化と産学官民連携を推進する。

(注) AI (Artificial Intelligence):

学習・推論・判断などの人間の知能の持つ機能を備えたコンピュータシステム

中央教育審議会の諮問の概要

「新しい時代の初等中等教育の在り方について」（平成 31 年 4 月 17 日）

(1) 現状

評価される点

- ・ OECD・PISA2015 で 15 歳の子供たちは、数学的リテラシーや科学的リテラシーが OECD 加盟国中 1 位など、世界トップレベルの学力水準を示した。
- ・ 全国学力・学習状況調査において、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進展している。
- ・ 高等学校の多様化が進み、大学や産業界等との連携の下で様々な教育や地域社会の問題解決に大きく貢献する活動が展開されている。

課題とされる点

- ・ 児童生徒の語彙力や読解力の弱さ
- ・ 高校生の学習時間の減少や学習意欲の希薄化
- ・ 大学受験に最低限必要な科目以外を真剣に学ぶ動機の低下
- ・ いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多
- ・ 障害のある児童生徒の増加
- ・ 不登校児童生徒の増加
- ・ 外国人児童生徒の増加
- ・ 教師の過重な勤務

時間外勤務（平成 28 年度）：小学校：月約 59 時間、中学校：月約 81 時間

- ・教師の採用選考試験の競争率の減少、
特に小学校採用試験倍率の急落
12.5倍（平成12年度）→3.5倍（平成29年度）
- ・学校のICT環境の脆弱さ、地域間格差が大きく危機的な状況
- ・人口減少、少子高齢化の影響（1市町村1小学校1中学校の自治体の増加）

(2) これからの Society5.0 時代に求められること

資質・能力

- ・読解力や情報活用能力
- ・教科固有の見方・考え方を踏まえ、自分の頭で考えて表現する力
- ・対話や協同を通じて知識やアイデアを共有し新しい理解を生み出す力 等

学びの在り方

- ・地理的制約を超えた多様な他者との協働的な学び
- ・一人一人の能力、適性等に応じた学び
- ・子供たちの意欲を高め、やりたいことを深める学び

教師・学校の在り方

- ・教師：ICT活用指導力、子供たちの学びの変化に応じた指導力
- ・学校：多様性、変化に「柔軟に対応できる教師集団」
「チーム学校」で取り組む組織

(3) 審議事項

① 新時代に対応した義務教育の在り方

- ・基礎的読解力など基礎的な学力の確実な定着方策
- ・学級担任制と教科担任制の在り方、習熟度別指導の在り方など指導体制の在り方
- ・年間授業時数や標準的な授業時間など教育課程の在り方
- ・障害のある児童生徒等特別な配慮を要する児童生徒に対する指導・支援の在り方

② 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- ・普通科・専門学科・総合学科の在り方
- ・文系・理系の区別を超えた科目の学びの在り方、STEAM教育の推進
- ・定時制・通信制課程の在り方
- ・地域社会・高等教育機関との協働による教育の在り方

③ 外国人児童生徒等の教育の在り方

- ・就学機会の確保、指導体制の確保、教育相談等の包括的支援の在り方
- ・日本の生活や文化に関する教育
- ・母語の指導
- ・母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方

④ 教師の在り方、教育環境の整備

- ・学級担任制と教科担任制に対応する教職員配置と教員免許制度の在り方
- ・教師の採用・研修・勤務環境・人事計画などの在り方
- ・教員免許更新制の実質化
- ・多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成させる免許制度・養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- ・特別な配慮を要する児童生徒の指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
- ・幼児教育の質の向上
- ・義務教育をすべての児童生徒に実質的に保障するための方策
- ・いじめの重大事態、虐待事案に対応するための方策

- ・学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携など学校運営の在り方
- ・教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用など条件整備の在り方

Ⅲ 学校教育の現状と課題

- ・ 現状：中央教育審議会への諮問文での指摘
 - Ⅰ－１－「日本型学校教育」－ 課題とされる点
 - Ⅰ－１－「令和の日本型学校教育」(1)当面の取り組み－①今日の課題
- ・ 参考指針：Ⅰ－１－(3)「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性
- ・ 目標・課題：「生きる力」を育む「ゆとりのある教育」の実現
 - ・ 教育内容の厳選
 - ・ 学校の裁量の拡大・創意工夫を生かした指導の推進
 - － 基礎基本を確実に身につけるとともに、
自立的な学習力、思考力・判断力・感性などを備えた人間の育成
 - ・ 学校制度としての学校週5日制の定着
 - － 学校では得られない社会での体験・経験を通じた「生きる力」の育成
 - ・ 行政の積極的な支援
 - － 教職員配置・指導体制の充実
ICT環境の充実

(参考) 中央教育審議会答申（平成8年7月19日）

「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（第一次答申）

「生きる力」

我々はこれからの子供たちに必要となるのは、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに強調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であると考えた。

たくましく生きるための健康や体力が不可欠であることは言うまでもない。

我々は、こうした資質や能力を、変化の激しいこれからの社会を「生きる力」と称することとし、これらをバランスよくはぐくんでいくことが重要であると考えた。

「教育内容の厳選と基礎・基本の徹底」

これまでの知識の習得に偏りがちであった教育から、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」を育成する教育へとその基調を転換していくためには「ゆとり」のある教育課程を編成することが不可欠であり、教育内容の厳選を図る必要がある。

教育内容の厳選は、「生きる力」を育成するという基本的な考え方に立って行い、厳選した教育内容、すなわち、基礎・基本については、一人一人が確実に身に付けるようにしなければならない。豊かで多様な個性は、このような基礎・基本の学習を通じて一層豊かに開花するものである。

この意味で、「あまり多くのことを教えることなかれ。しかし、教えるべきことは徹底的に教えるべし」というホワイトヘッド(1861-1947 イギリスの哲学者)の言葉を改めてかみしめる必要がある。

教育内容の厳選は、学校で身に付けるべき基礎・基本は何か、各学校段階や子供たちの心身の発達段階に即して適当なものは何かを問いつつ、徹底して行うべきであり、教育内容の厳選を、これからの学校の教育内容の改善に当たっての原則とすべきである。

また、学校教育に対しては、社会の変化等に伴い、絶えずその教育内容を肥大化・専門化させる要請があると考えられるが、学校教育で扱うことのできるものは、時間的にも、内容の程度においても、一定の限度があることは言うまでもない。したがって、新たな社会的要請に対応する内容を学校教育が扱うこととすることについては、教育内容を厳選するという原則に照らし、学校外における学習活動との関連も考慮しつつ、その必要性を十分吟味する必要がある。そして、新たな内容を学校教育に取り入れる場合は、その代わりに、社会的な必要性が相対的に低下した内容を厳選する必要がある。

IV むすび

学校・教師の役割・任務の再確認・実行